

母子家庭等医療費助成制度

母子家庭等医療費助成制度について

加東市と兵庫県の補助により、母子家庭の母／父子家庭の父とその児童及び遺児を対象に、医療機関等を受診したときの自己負担（保険診療分）が軽減される制度です。

対象者（以下の要件を全て満たす方）

- ・加東市に住民登録をしていること
 - ・ひとり親家庭等であること(母子家庭の母／父子家庭の父とその子ども(※1)、両親がいない子)
※1 高校在学中で18歳到達後の年度末(3月31日)の翌日から20歳の誕生日の月末までの子。
(※18歳を迎える年度末までのお子様は、乳幼児等／こども医療費助成制度が優先されます。)
 - ・母子家庭の母、父子家庭の父が以下の①～③のいずれかに該当し、児童を現に監護(※2)している方
 - ①配偶者(事実婚を含む)のいない方
 - ②配偶者から遺棄(※3)されている方
 - ③配偶者に一定の障害がある方
- ※2 子の生活において、社会通念上必要とされる監督・保護をしていること
- ※3 配偶者が、同居義務や協力扶助義務を履行しないこと
- ・他の医療費助成(こども/重度障害者 等)を受給していないこと
 - ・所得要件を満たしていること

《所得制限基準及び対象者》

- ・令和7年中の所得が、児童扶養手当の
全部支給限度額未満である母／父・・・**親**
 - ・令和7年中の所得が、児童扶養手当の
一部支給限度額未満の世帯の子ども(※1)・・・**子**
- ※児童扶養手当制度の「全部支給」「一部支給」「全部停止」の判定とは異なる場合があります。
- ※遺児に養育者がある場合は、当該養育者の所得が制限基準内であること。

【参考】児童扶養手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	親 全部支給限度額	子 一部支給限度額
0人	69万円	208万円
1人	107万円	246万円
2人	145万円	284万円
3人	183万円	322万円
4人	221万円	360万円

1か月の負担限度額

【一部負担金】 医療機関・薬局ごとの、1か月の負担額は以下のとおりです。

負担区分	一部負担金	
	外 来	入 院
一 般	1日800円限度（月2回まで） ※3回目以降、自己負担なし	1割負担（3,200円まで）
低所得世帯	1日400円限度（月2回まで） ※3回目以降、自己負担なし	1割負担（1,600円まで）

(注)・災害等による重大な被害を受けた方は、一部負担金の免除申請ができます。

- ・低所得世帯…世帯全員が市町村民税非課税で、かつ、公的年金等の収入金額とそれ以外の所得を加えた合計額が82万6,500円以下の世帯
- ・入院の一部負担金を3か月連続して支払った場合、長期入院に該当し、4か月目以降の負担はありません。

母子家庭等医療費助成制度で医療を受けるとき

- ・兵庫県内の医療機関等を受診するとき、マイナ保険証または資格確認書と受給者証を提示してください。
- ・保険診療分のみが助成対象です。
(保険適用外:入院時の食事代/差額ベッド代/文書料/容器代/予防接種代/健康診断/審美医療/選定療養費 等)
- ・入院・通院に関わらず、医療費が高額になる場合、加入の健康保険に「限度額適用認定証」の申請をしていただき、受給者証と併せて医療機関へ提示してください。※マイナ保険証を利用される方は不要です。
- ・訪問看護サービスの利用でも、受給者証が使用できます。受給者証を提示することで、訪問看護利用料の自己負担額が受給者証に記載の一部負担金額までになります。

令和8年7月からの変更点

- ・他の国公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、受給者証を併用することができます。当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。

受給者証が使用できないとき（払い戻しの方法）

兵庫県外の医療機関等を受診するとき、補装具を作ったとき、受給者証を提示し忘れたときなどは、後日、市役所で手続きをすることで、負担限度額を超えた分の払い戻しが受けられます（償還払い）。

事 由	必要な持ち物
・ 県外受診 ・ 証未提示	① 領収書 ② 母子家庭等医療費受給者証 ③ 医療保険の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの
・ 補装具 (治療用装具)	① 領収書・領収明細書 ② 母子家庭等医療費受給者証 ③ 医療保険の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの ⑤ 医師の意見書の写し ⑥ 健康保険組合等発行の支給決定通知書（加東市国民健康保険の方は不要）
・ 10割負担 (資格確認書等を提示できなかったとき)	① 領収書 ② 母子家庭等医療費受給者証 ③ 医療保険の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの ⑤ 健康保険組合等発行の支給決定通知書（加東市国民健康保険の方は不要）

※資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの医療保険資格情報のいずれかが必要です。
ただし、マイナ保険証を窓口で提示する場合、暗証番号4桁の入力が必要です。

その他の手続き（以下の場合は届出が必要です）

- ・ 氏名、住所、医療保険またはその内容に変更があったとき
- ・ 再婚等により世帯構成に変更があったとき
- ・ 所得税、市県民税の修正申告をしたとき
※有効期間の終期より前に、所得制限超過などの理由により資格喪失した場合、医療機関等で医療費の助成を受けた助成金の返納をしていただくことになります。
- ・ 受給者証を紛失したとき
- ・ 交通事故で母子家庭等医療費受給者証を使って受診するとき
※交通事故などの第三者(加害者)の行為によるけがの治療に対して、受給者証を使って医療機関を受診した場合、加害者が支払うべき治療費を加東市が代わりに医療機関などに支払いをしていることになります。後日、加東市から加害者の方に治療費を請求する必要があるため、速やかに届出をしてください。

▼電子申請で提出できます



変更・喪失届



再交付